個 別 事 業 計 画 書

所管部署:市民部 国保医療課

(単位:千円)

事 業 名	障がい者医療助成事業	細	事 業	名 福祉医療費支給事業 新 新		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る				南丹市福祉医療費の支給に関する条例			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する			根拠法令等				
	(6)障がいのある人が安心して暮らせる自立支援							
事業計画期間	平成 22 年度 ~ 平成 24 年度		年度	当該年度に	おける事業の実施内容	当該年度に目	指す成果・効果	事業費
現状の課題	心身に障がいのある市民の医療費負担は大変大きく、 医療費の軽減によって、福祉の増進を図ることが求めら れている。		平 成 22		療費の支給に関する条例 プ障がい者等に対し医療			134,945
具体的な実施 内 容	心身障がい者等の医療機関でかかった医療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。 平成21年8月以降:上記のうち身体障害者手帳3・4級、	各計画年度	年度	* 5 4 5 H F				
	療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳所持者については、1日1医療機関あたり300円を自己負担とする。	画年度ごとの事業概要と目	平成23年		療費の支給に関する条例 Y障がい者等に対し医療	安心して医療を含まう、医療費負担	受けることができる の軽減を図る。	135,440
事業の目的	心身障がい者等に対し医療費を支給することによって、障がい者等の生活の安定と福祉の増進を図る。	標・事業費	年度					
			平		療費の支給に関する条例 ۲障がい者等に対し医療		受けることができる 3の軽減を図る	
事業の効果	医療費の自己負担の助成が受けられるため、対象者は安心して医療を受けることができる。		 成 24 年 度					136,500